

「おやま高校生まちづくりプロジェクト事業」企画・運営支援業務委託

仕様書

1 事業名

「おやま高校生まちづくりプロジェクト事業」企画・運営支援業務委託

2 事業目的

本市では、今後人口の減少が予測されており、特に進学や就職を契機とした若年層の東京圏への流出は、その大きな要因の一つとなっている。本市の人口減少を抑制するためには、市外からの移住者を呼び込むだけでなく、市民の定住志向を高める取組や事業を積極的に展開していく必要がある。

本市には、5つの高等学校があり、それらに通学する学生に加え、市に在住しながら市外に通学している学生も多くいるが、高校生が中心となって地域課題について考えたり話し合ったりする機会が少ないこともあり、自分の住んでいる地域への関心が薄い現状がある。

本事業は、主体的な地域参加や地域の人々との交流を通じ、高校生が本市をより身近に感じ、地域への愛着を深めることで、卒業後の地域への定着促進や、東京圏等への進学後における本市への回帰(Uターン)の増加を図るものである。

3 委託期間

契約締結日から令和8年3月31日(火)まで

4 業務内容

(1)全体企画、実施体制等の構築

①全体企画

- ・本事業の全体企画(実施スケジュール含む)を作成すること。
- ・企画については、田園環境都市推進課担当者(以下、「担当者」と呼ぶ。)と協議の上決定し、委託期間中は適宜その進捗状況や方向性等について担当者と打合せ(5回以上)を行うこと。

②実施体制

- ・実施に当たってはコーディネーター(統括)を1名以上選任すること。
- ・コーディネーターの他、高校生の活動を支援するサポーターを3人以上選任すること。サポーターは、コーディネーターや担当者と高校生の橋渡し役

を担うのにふさわしい者を選任すること。なお、それに係る費用は受託者が負担すること。

③活動拠点

- ・本事業の活動拠点を確保すること。
- ・拠点は、高校生や担当者等も含めた関係者の活動に十分な広さを有する場所とすること。また、高校生の行動範囲を考慮し、小山駅から徒歩でアクセスできる場所とすること。
- ・拠点とする場所が市の所管施設である場合は、施設の予約は担当者が行うが、それ以外の施設を拠点とする場合は、利用に係る事務等を受託者が行うこと。なお、それに係る費用は受託者が負担すること。

(2)高校生チーム「おやまの魅力発信隊！(5期生)」のメンバー募集・結成

- ・地域やまちづくりに興味のある市内在住・在学の高校生(高専等含む)からメンバーを募集し、高校生チーム「おやまの魅力発信隊！(5期生)(以下、「チーム」とする。)」を結成すること。募集人数の目安は20名程度とし、募集人数より多くの応募があった際には先着順とする。
- ・募集に際して使用するチラシやポスター等は、受託者が作成し、印刷等を行うこと。チラシの配布場所、ポスターの掲示場所については、担当者と協議の上決定する。市所管施設等においては、掲示に関する連絡調整は担当者が行うが、それ以外の施設等においては、受託者が掲示等に関する調整を行うこと。
- ・募集においては、Instagram等の各種SNSを活用して広く本事業について周知を図ること。チームが管理するInstagramへの募集の投稿は受託者が行うこと。市公式SNSへ投稿する際は、受託者は原稿等を担当者に提出し、担当者が投稿に係る事務を行うものとする。
- ・参加申込みは、web申込みフォームを利用して受け付けること。なお、フォームは受託者が作成し、以下の項目を盛り込むこと。

〈受付フォーム必要事項〉

氏名、氏名の読み方、住所、所属高校・学年、電話番号、メールアドレス、保護者氏名、保護者連絡先、本事業を知ったきっかけ、本市に関するアンケート

(別途提示)

- ・申込み受付状況は適宜担当者に共有すること。

(3)高校生への説明会(体験会)の開催

- ・メンバーの募集開始前に活動に関する説明会を行うこと。説明会内容の企

画や資料作成、当日の運営は受託者が行うものとする。

(4)活動日の設定・準備・運営

- ・12回以上、チームの活動日を設けること。
- ・活動日は、開催する週、曜日、時間を定め(例:毎月第1、3木曜日18時から20時まで)、メンバー募集のタイミングで公表すること。なお、高校生のテスト期間中など、メンバーの参集が難しい場合は、定められた活動日を変更することができる。また、事業を進めるにあたり必要な場合は、コーディネーターと担当者との協議の上、毎月2回以上の活動日を設けることも可とする。
- ・定例ミーティングは、(1)で設定した活動拠点で行い、必要な資料、消耗品等は受託者が準備すること。また、メンバーの名札を準備し、活動時に着用させること。
- ・定例ミーティングは、コーディネーターに加え、サポーターが毎回1名以上参加し、活動を支援すること。
- ・定例会前には、(5)に記載のあるオープンチャットにより、次回の定例会日程を告知すること。

(5)チームの活動支援

- ・チームの活動について、活動が円滑に行われるように支援し、適宜進捗管理を行うこと。
- ・関係者間の連絡調整が円滑に図れるよう、関係者全員を対象としたLINEオープンチャットを作成し、管理すること。
- ・活動に必要な事項は、受託者がLINEオープンチャットを用い全員に情報共有を行うこと。また、LINEオープンチャットを利用できないメンバーには、個別にメールや電話等で情報を共有すること。
- ・ミーティングの日程調整等は、webアプリ等を利用して受託者が調整すること。
- ・県や他市町の要請等により、メンバーが(1)で設定した拠点以外で活動を行う際は、現地までの移動や、現地での活動のサポートを行うこと。
- ・活動に係る関係者の移動には、受託者の社用車及び自家用車等を利用すること。なお、担当者との協議により、担当者が運転する市公用車を利用することも可とする。
- ・令和3年度より運用している「おやまの魅力発信隊！」Instagramのアカウント管理権限を持ち、担当者と共同でアカウントの管理を行うこと。
- ・メンバーが行うSNS等の情報発信に目を通し、不適切なものがあれば修正

もしくはメンバーに修正の指示を出すこと。

(6)活動に係る備品等の準備及び謝金等の支払い

- ・活動に必要な備品及び消耗品の準備、印刷等に係る費用は受託者が負担すること。
- ・講師や他事業者との連絡調整は受託者が行い、それに係る費用は受託者が負担すること。
- ・チームの活動の中でイベントの開催が決定した際は、その運営について助言し、必要な準備を行うこと。

(7)メンバーの活動に対する個別支援

- ・メンバーから、活動について追加でミーティングを開きたいと申出があった際は、(1)で設定した活動拠点もしくはそれに準ずる場所を提供すること。追加のミーティングの際にも、コーディネーターまたはサポーターが1名以上参加し、後日担当者にその内容について共有すること。
- ・活動についてメンバーから相談等があった際には迅速に対応すること。

(8)活動紹介パンフレットの制作

- ・チームの活動についてまとめたパンフレットまたはそれに準ずるものを作成すること。内容は担当者と協議の上決定し、次年度のチームメンバー募集の際に利用できるものとする。
- ・制作に係る原稿作成及び事務等は受託者が行うこと。
- ・パンフレット等の規格の目安は下記のとおりとする。

〈規格〉

- ・A5サイズ
- ・8ページ程度
- ・紙質不問／フルカラー印刷
- ・制作部数3,000部程度(市内高校5校の全生徒に配布することを想定。)

(9)業務実施報告書の作成

- ・業務終了時、実績報告書を作成すること。

5 成果品

下記のことを業務完了日までに小山市田園環境都市推進課移住定住推進係(小山市役所6階)に納めること。

- (1)実績報告書のデーター式(データ様式不問)
- (2)チラシ・ポスター・パンフレット印刷物・データー式(データ形式はPDFとする。)

6 暴力団員等による不当介入を受けた場合の措置について

(1)小山市が発注する業務委託(以下「発注業務」という。)において、暴力団員等による不当要求又は業務妨害(以下「不当介入」という。)を受けた場合は、断固としてこれを拒否するとともに、不当介入があった時点で速やかに警察に通報を行い、捜査上必要な協力を行うこと。

(2)(1)により警察に通報を行い、捜査上必要な協力を行った場合には、速やかにその内容を記載した書面により発注者に報告すること。

(3)発注業務において、暴力団員等により不当介入を受けたことにより工程に遅れが生じるなどの被害が生じた場合には、発注者と協議を行うこと。

7 その他留意事項

(1)成果品の帰属

- ① 受託者は、成果品の著作権を著作権法27条及び28条の規定による権利も含めて小山市に無償譲渡するものとする。
- ② 受託者は、成果品に関する著作権者人格権を行使しないものとする。
- ③ 前各号の規定にかかわらず、成果品に受託者が既に著作権を保有しているもの(以下「著作物」という。)が組み込まれている場合、当該著作物の著作権は、なお受託者に帰属するものとする。この場合において、受託者は小山市に対し、当該成果品を小山市が使用するために必要な範囲で、著作権法に基づく利用を無償で承諾するものとする。

(2)実施体制には、統括責任者を置き、各業務のメイン担当を明確化するとともに業務全般の活動を一元化すること。

(3)本業務の遂行に当たっては、必要に応じて田園環境都市推進課と十分な協議・打合せを行うこと。

(4)田園環境都市推進課との打合せに要する資料作成等の経費(交通費含む)は委託費に含むものとする。

(5)受託者は、本業務により知り得た個人のプライバシー等に関する事項については、業務遂行中、業務完了後においても、第三者に漏らしてはならない。

(6)業務にあたっては、個人情報の保護に関する法令や規範を遵守するとともに、個人情報保護の重要性を認識し、貴人の権利または利益を侵害することのないよう適切な管理を行うこと。万が一、個人情報漏洩等の事案が発覚した場合には、小山市に報告するとともに速やかに対処すること。業務完了後は、本業務で得た小山市の保有する個人情報は消去すること。

(7)本業務の実施にあたっては、関係法令を遵守すること。

(8)本業務の委託契約書及び仕様書に記載のない事項については、田園環境都市推進課と速やかに協議の上、決定するものとする。